

第 10 回

熊本県議会

# 震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成24年9月27日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成24年9月27日(木曜日)

午後1時2分開議

午後2時27分閉会

委員 前田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

- (1) 熊本県地域防災計画に関する件
  - ・ 地震・津波被害想定調査の中間報告について
  - ・ 原子力災害対策について
- (2) 東日本大震災後の被災地復興支援等対策に関する件
  - ・ 東日本大震災に係る県内避難者の状況及び支援状況について
  - ・ 平成24年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練及び熊本県・八代市総合防災訓練の実施について
  - ・ 「熊本県建築物耐震改修促進計画」の変更について
  - ・ 電力不足問題について
- (3) 閉会中の継続審査事件について
- (4) その他

出席委員(14人)

委員長 村上 寅 美  
 副委員長 前川 收  
 委員 山本 秀 久  
 委員 西岡 勝 成  
 委員 鬼海 洋 一  
 委員 小杉 直  
 委員 早川 英 明  
 委員 岩中 伸 司  
 委員 大西 一 史  
 委員 荒木 章 博  
 委員 中村 博 生  
 委員 佐藤 雅 司  
 委員 溝口 幸 治

説明のため出席した者

知事公室

知事公室長 田 嶋 徹

危機管理監 佐 藤 祐 治

危機管理防災課長 福 島 誠 治

総務部

部 長 駒 崎 照 雄

総括審議員兼市町村局長 小 嶋 一 誠

人事課長 古 閑 陽 一

私学振興課長 仁 木 徳 子

消防保安課長 原 悟

企画振興部

政策審議監 内 田 安 弘

企画課長 坂 本 浩

健康福祉部

総括審議員兼政策審議監 伊 藤 敏 明

首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也

健康危機管理課長 一 喜美男

医療政策課長 三 角 浩 一

環境生活部

環境政策課長 宮 尾 千加子

環境立県推進課長 福 田 充

環境保全課長 清 田 明 伸

首席審議員兼

廃棄物対策課長 加 久 伸 治

商工観光労働部

政策審議監 出 田 貴 康

商工振興金融課長 伊 藤 英 典

産業支援課長 奥 菌 惣 幸

エネルギー政策課長 山 下 慶一郎

企業立地課長 渡 辺 純 一

首席審議員兼  
国際課長 山内 信吾  
農林水産部  
政策審議監 豊田 祐一  
農林水産政策課長 国枝 玄  
農地整備課長 大石 二郎  
漁港漁場整備課長 平尾 昭人  
土木部  
部長 船原 幸信  
監理課長 金子 徳政  
道路整備課長 手島 健司  
道路保全課長 亀田 俊二  
都市計画課長 内田 一成  
河川課長 林 俊一郎  
港湾課長 松永 信弘  
砂防課長 古澤 章吾  
建築課長 坂口 秀二  
教育委員会事務局  
教育総務局  
局長 松永 正男  
教育政策課長 田中 信行  
首席審議員兼  
施設課長 後藤 泰之  
体育保健課長 城長 眞治  
警察本部  
警備部  
警備第一課長 佐藤 正泉

---

事務局職員出席者  
政務調査課課長補佐 木村 和子  
政務調査課主幹 桑原 博史

---

午後1時2分開議

○村上寅美委員長 皆さんこんにちは。お疲れですけれども、よろしくお願ひします。

ただいまから第10回震災及び防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介を願ひます。

商工観光労働部政策審議監出田貴康君。

（政策審議監、自己紹介）

○村上寅美委員長 それでは、審議に入ります。

お手元に配付しております本日の次第に従い、進めてまいりたいと思います。

まず、本日の概要等について、総括的に知事公室長から説明を願ひます。

○田嶋知事公室長 知事公室長の田嶋でございます。

委員会の開会に当たりまして、執行部を代表して御挨拶を申し上げます。

まずもって、県議会におかれましては、去る7月12日に発生しました熊本広域大水害の際には、いち早く災害対策協議会を招集していただき、また、この特別委員会とともに、被害状況の把握や今後の対策などについての協議、さらには国への緊急要望活動に御尽力を賜りましたことについて、深く感謝申し上げます。

県としましては、できるだけ早い被災地の復旧、復興に向け、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。さらに、今回の被害を教訓として、同じような災害でとうとい人命が失われることがないように、さらには被害を最小化できるよう、現在、ハード、ソフトの両面から今回の災害に関する検証作業を進めております。年内には検証結果を取りまとめ、その結果につきまして、市町村にも周知し、今後の防災対策に生かしていきたいと思っております。

それでは、本日の議題の概要について御説明いたします。

まず、県の地域防災計画についてですが、去る9月11日に開催いたしました熊本県地域防災計画検討委員会の地震・津波被害想定検討部会におきまして、地震・津波被害想定調査の中間報告を取りまとめましたので、今回御報告いたします。

その内容は、県内市町村ごとの震度分布と県内沿岸の代表地点における津波高でございます。今後は、人的被害や建物被害といった被害想定を算出し、地域防災計画のさらなる見直しを行うこととしております。

次に、原子力災害対策につきましては、去る7月6日に九州電力と川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書を締結し、原発事故発生時の速やかな情報収集体制を構築したところでございます。今後も、県民の安全、安心の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

また、依然として厳しい状況が続いております東日本大震災の被災地域には、職員の派遣を継続するとともに、本県に避難してこられた方々への生活支援も引き続き行ってまいります。

詳しい内容につきましては、この後、担当課から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○村上寅美委員長 では、議題の1、熊本県地域防災計画に関する件について、執行部から説明願います。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課の福島でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

資料の3ページをお願いします。あわせてまして、本日は、同じものをスクリーンでもお示ししておりますので、ごらんいただければと思います。

9月11日に検討部会で取りまとめました地震・津波被害想定調査の中間報告について御説明します。

まず、調査対象地震でございます。

6月の委員会でも御説明しておりますが、国において地震発生可能性の評価が行われたこれら6地震を対象に検討を行っております。

す。

続きまして、こちらは、その調査対象地震につきまして、今後30年以内に発生する確率をお示ししております。記載しておりますのは、文科省の地震調査研究推進本部が公表しているものを抜粋しているものでございます。

比較的確率が高いのが、①の布田川・日奈久断層帯の中部でございます。ほぼ0から6%という評価になっております。

⑥の南海トラフでございますが、東海地震、東南海地震、南海地震を総称して呼ばれておりますが、そこに示しておりますのは、それぞれ単独の場合においてのものでございます。かなり高い確率になっております。

ただ、下の米印、ちょっとスクリーンでは字が小そうございますが、米印の1に記載のとおり、先般被害想定等が公表されました3連動型地震の南海トラフの発生につきましては、地震規模も東日本大震災と同規模に引き上げて検討が行われておりまして、内閣府におきましても、発生頻度は極めて低いとされておるところでございます。

続きまして、こちらは、ただいま御説明しました①から⑤の位置図でございます。

次に、中間報告の項目でございます。

これも前回の委員会で御説明しておりますが、地震につきましては、県内市町村別の震度分布を、また、津波につきましては、代表地点の津波高でございます。ただし、南海トラフにつきましては、8月下旬に内閣府から公表されたものは天草灘分のみでございます。今後、国から数値データの提供を受けまして、有明海や八代海域への影響等についても検討を行う予定としております。年内に予定しておる最終報告では、これらについてもお示ししたいと考えております。

次に、地震の中間報告でございます。

まず、解析手順でございますが、そこに記載のとおり、①の基礎調査としてデータを集

めまして、次に、②の表層地盤モデルの設定ということで、地震の揺れの伝わり方を求めるために、既存のボーリングデータ等を活用しまして、それを反映させて、表層の地盤モデルを作成しております。

次に、③のとおり、対象地震ごとに、地震の地盤から地表面に伝わる地震動の予測計算を行い、震度分布の予測を行うものでございます。

最後に、④ですが、これらを踏まえまして、人的被害や建物被害の被害想定を算定を行い、年内に取りまとめる予定にしております。

続きまして、震度分布の一覧でございます。

お手元の資料には、市町村の一覧を1枚でまとめておりますが、スクリーンでは、ちょっと画面サイズの都合で、2つに分けて表示させていただいております。一番上に対象地震名を書いております。そして、その地震ごとに震度を示しております。

なお、布田川・日奈久断層帯と別府・万年山断層帯、これらにつきましては、断層帯の長さもあるということで、さらにケース分けをしております。

資料では9ページでございますが、まず、上段が布田川・日奈久断層帯のケース分けです。白枠でくくっておりますのが中部、南西部の連動型でございます。

地震動の考え方といたしましては、この白枠全体が一斉に揺れ始めるということではなくて、ケース1から4ということで星印をつけておりますけれども、そこが破壊の開始地点として壊れ始めて連動していくということになります。布田川・日奈久断層帯は、その延長も長いことからケースを4つに分けております。また、別府・万年山断層帯につきましても2つのケースで算定をしております。

先ほどの一覧表に戻っていただければと思います。

次に、市町村ごとに黄色で着色しておりますが、ここが今回本県で調査しました南海トラフ以外の分で、最も高い数値のところに塗っております。なお、市町村によっては、南海トラフのほうが大きいところもございます。

なお、注意書きの1で記載しておりますが、今回は、中間報告で速報値ということもございまして、各市町村の防災拠点でもございます市町村役場の地点での計算値を掲載させていただいております。したがって、今後詳細に調査しますので、同じ市町村の中でもこの数値を超える箇所が出てくることも考えられます。最終報告では、市町村内の最大震度等もお示しする予定でございます。

参考まで、一番右側に、国で先般出されました南海トラフの結果も記載しております。こちらは、市町村内の最大値であらわされております。

以上が地震関係でございます。

続きまして、津波について御説明します。

まず、解析手順ですが、先ほどの地震と同様に、このような形で算出をしております。

続きまして、市町村別の最大津波高でございます。

これも、お手元の資料には県内市町村の一覧を1枚でまとめておりますが、スクリーンでは2つに分けさせてもらっております。

最上段に対象地震名を記載しております。

ちなみに、雲仙断層群につきましては、2つの震源であらわしております。

こちらをちょっとごらんいただければと思います。お手元の資料では12ページでございます。

本県への雲仙断層群の津波の影響を考える上で、黒枠で示しております南東部、もう1つ、緑枠で示しております南西部北部と南西部南部の連動型、この2種類を今回算出をさせていただきます。

それでは、先ほどの一覧表にお戻りください。

この表の見方でございますが、それぞれ2段書きの表記になっております。これは、海面については、潮の満ち引きがございますので、上段が、いわゆる満潮時の潮位に津波が重なった場合の海拔時での高さであらわしております。下段が、地震に伴って発生した津波、いわゆる上積み分のみをあらわしております。

ちょっと絵で少し御説明をいたします。

満潮位までの高さ、Bであらわしておりますが、そこに地震に伴い発生しました津波の波高、Aとあらわしますが、加えたものが津波高ということでございます。先般、国から公表されました南海トラフの津波高も、このCのところ、これでお示ししておりますので、本県でも、このCについてもあらわしておりますが、気象台で発表する津波の高さが、実はAのほうでございますので、その点は御留意いただきたいと思っております。

そういうことで、表にまた戻っていただきまして、2段書きであらわしておるところでございます。したがって、そこでいくと、苓北のほうで見ていただきますと、一番右に満潮位というのが書いてございます。1.6メートルとございます。その1.6メートルと上段の差を下段、津波の波高ということで表記をさせていただいているところがございます。

それから、今回の津波高につきましては、まだ中間報告ということもありまして、基本的には沿岸市町村の最大値をあらわしているんですが、宇城市とか、上天草市とか、天草市におきましては、複数の海域に面していることもございまして、今回は、主な代表箇所としてお示ししております。今後詳細に調査いたしまして、最終報告では、それらの詳細な結果をお示ししたいと考えております。

また、参考に、南海トラフの数値もあわせ

て載せております。報道等もなされてはいますが、天草市で4メートル、苓北町で3メートルということでした。

これも参考までちょっと申し上げますが、南海トラフのほうは、小数点第1位を切り上げております。したがって、天草の4メートルは3.1から4メートル、苓北町の3メートルは、2.1から3メートルの間ということになります。

なお、先ほども触れましたが、国の検討はここまですとどまっておりますので、今後県のほうで有明海、八代海沿岸についても調査します。その際には、今回の県の表示と同様に、小数点第1位まで出したいというふうに考えております。

続きまして、資料では13ページになりますが、「島原大変」について少し御説明をさせていただきます。

今回、検討部会の中でも、この取り扱いをどうするかということが非常に議論になったところがございます。

まず、本県での津波の実績を見ていただければと思います。

主なものを一覧として掲載しております。古くは、744年の天草、芦北、八代での津波、近年では、昨年の東日本大震災での本渡港の津波等があります。この本渡港の津波は、先ほどの表現でいくと津波の波高になります。

本県での津波がやはり最も知られておりますのが、何と云っても、この3番の島原大変肥後迷惑と言われる寛政4年の津波でございます。文献では、本県で死者約5,000人、長崎県では約1万人に及ぶ人的被害があったとされておるところでございます。

次に、こちらが現在の島原市の航空写真でございます。右奥に見えますのが普賢岳、中央にありますのが眉山です。手前には島原市街地が広がっておりまして、黄色の字で記載しておりますのが島原城でございます。

それで、眉山の裾野から海岸線までの最短で約2キロほどの距離がございます。

続きまして、ちょっとわかりづらい図でございますが、島原市の図面になります。当時の眉山の崩壊状況について説明しますと、まず、1792年当時の想定海岸線は、赤線の位置であったと長崎県の調査で示されております。

次に、当時の眉山の崩壊ラインを青線であらわしております。ごらんとおり、眉山崩壊によって、海岸線が海側まで押し上げられたことがおわかりになるかと思えます。現在は、そこに島原市の市街地が広がっているところですよ。

次に、今回の調査に当たって、過去の文献等も調査、整理しております。

まず、こちらには、寛政4年の津波によって浸水した熊本県内の範囲を青線で囲っております。当時の海岸状況と現在の海岸状況では、干拓、あるいは堤防等の形状が異なりますので、この範囲が、そのまま今も同じ範囲になるかどうかわかりませんので、そこは御了承いただければと思います。ただ、文献では、熊本市河内町の清田で23.4メートル、また、宇城市の三角町太田尾で22.5メートルを記録するなど、とても大きな津波だったと記されております。

そこで、この島原大變の考察といたしまして、先ほど述べました手順で検討を行いましたところ、次の課題が生じてまいります。内海である有明海では、津波を再現するためには、1つが、眉山の崩壊による土砂の海中への突入、さらに加えて、山腹や海底にある断層の円弧滑り等による海水の突き上げといった複合的要因が必要であるだろうということが、検討部会の委員の先生方から指摘されております。

次に、図でちょっと示しますと、まず、山体崩壊による土砂の海中への突入でございますが、山体崩壊によって土砂がまず海中に滑

り落ちます。そして、それに伴い津波が発生するというものでございます。

もう1つ、断層の円弧滑りでございますが、こちらにも、何らかの要因で山腹や海底にある断層の円弧滑りが発生しまして、海底の土砂を突き上げて津波が発生したのではないかなということでございます。

島原大變は、こうしたことが要因となっているのではないかと想定しておりますが、ただ、あくまで想定ということで、証明するものではございません。

そこで、検討部会で委員の先生方に議論していただきまして整理したものが、これからでございますが、被害想定を算定するためには、過去発生した津波の再現ができなければならないということでございます。ただ、島原大變の大きな発生要因である眉山は既に崩壊しておりまして、同じ事象自体は発生し得ないのではないかと。加えて、発生から200年を経過した現在においても、発生メカニズムの学術的証明がなされていないということから、ほかの検討対象地震とは同列の扱いはちょっと困難ではないかということでございます。

そこで、島原大變を発生させた寛政の津波は、現在の知見では再現できずに今回の対象から外しますが、将来的にこの辺の解析が進んできたら、またその段階で検討を行うということでございます。

さらに、委員の先生方から御指摘されたのが、そうは言っても、島原大變は、県内で5,000人を超す甚大な被害をもたらした津波ということで、これは間違いのない事実であるということでございます。そして、県内には当時の惨事を伝える供養塔や墓碑が残されており、風化させないように努めなければならないということが、多くの委員の方々から指摘されております。昨年、東日本大震災を踏まえまして、改めて、地震、津波の大災害の教訓や石碑、モニュメント等の持つ意味を後世

へ伝承し、引き続き防災教育や避難訓練に取り組んでいく必要があると、検討部会では整理がなされたところでございます。

あと、御参考までに、こちらをごらんいただきたいのですが、県内各地にある島原大変に関する供養塔でございます。津波発生の翌年に、肥後藩は、被害の甚大な玉名、飽託、宇土の3郡に、こうした供養塔を建立したとされております。右が、その一つである玉名の岱明でございます千人塚でございます。また、左は、玉名市の横島町でございます津波石で、現在、この石は、玉名・横島海岸保全事業所の敷地内に移されておりますが、この崖には、ちゃんと津波石の跡として表示されて後世に伝えようという努力がなされております。

次の写真が、河内にございます大津波の教訓碑でございます。私も行って見ましたが、ちょっと読めませんので、もう1つ、ここに記載がなされております。非常にいいことが書いてありますので、読み上げます。

「海岸に寄せ来る津波の音に驚いて、

逃げ出そうとした者のうち、船をつなぎに行ったり、

家財を取りだそうとして命を亡くした者もいた。

何ごとにもこだわらず、速やかに逃げた者は助かった。

もしも、後の世に同じような津波が襲ったときは、

すべてのことに優先して、ただお年寄りを助け、

幼い子供を連れて直ちに避難しなければならない。

かねてより逃げ道を確認しておき、いざという時になって、迷うようなことがあってはならない……。」

ということが書かれておるということでござ

います。

この内容は、県の教育委員会が作成しております道徳教育用の郷土資料「熊本の心」にも記載されておりました、防災教育の一翼を担っていただいているところでございます。

最後に、今後の検討ですが、今後さらに検討を加えまして、液状化や土砂災害等の予測とか、あと、津波の検討でも浸水範囲の予測等も行っていきます。それらを踏まえまして、被害想定では、人的被害、建物被害、ライフライン被害等の予測をし、最終報告を行いたいと思います。

また、年明け後には、被害シナリオ等を作成しまして、年度内には、地域防災計画のさらなる見直しを行うこととしております。

以上で中間報告の説明を終わります。

続きまして、資料の23ページをお願いいたします。

原子力災害対策につきまして御報告申し上げます。

まず、1番が、先ほど公室長からも御説明がありましたが、九州電力と川内原発に係ります防災情報等の連絡に関する覚書を締結したところでございます。原子力防災体制の整備の第一歩として締結をいたしております。川内原子力発電所が所在します鹿児島県、薩摩川内市以外の自治体では初の締結となります。この締結で、川内原発の事故発生時に、九州電力から第一報を確実に入手できる体制を整備したところでございます。

下段は、発電所から比較的近い50キロ圏内にあります関係4市町、水俣市、天草市、芦北町、津奈木町と県が連携、協力して必要な対策の推進を図るため、8月9日に対策推進会議を設置しております。来月開催予定の第2回会議以降、国の動向、さらには鹿児島県の取り組みなども参考にしながら、具体的対策を協議していきたいと考えております。

24ページは、国の動向を参考までに載せております。9月6日には、防災基本計画で原



子力災害対策の充実が図られております。また、9月19日には、原子力規制委員会が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法の改正等も行われているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○村上寅美委員長 それでは、議題2の東日本大震災後の被災地復興支援等対策に関する件の①東日本大震災に係る県内避難者の状況及び支援状況について、執行部から説明を願います。

○福島危機管理防災課長 では、続きまして、資料27ページでございます。

まず、県内避難者の状況でございますが、そこに記載しておりますとおり、9月1日現在で158世帯、383人の方が本県内に避難をされております。

最下段に、公営住宅等への入居状況ということで、県営住宅ほか他の住宅を含めまして、178人の方が入居されております。

28ページをお願いします。

2番、3番のように、各種支援、相談等に応じております。

あと、4番、県職員の派遣状況でございますが、現在派遣中が、本県15名でございます。

なお、備考のところ、⑤の災害対策業務支援、福島県庁に今派遣しております。当初予定では年度いっぱいということで、今2人目の職員が行っておりますが、このたび、福島県との協議によりまして、9月で派遣を終了するという予定になっております。

以上でございます。

○村上寅美委員長 それでは次に、議題2の②平成24年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練及び熊本県・八代市総合防災訓練の実施について、執行部から説明願います。

○原消防保安課長 消防保安課です。

それでは、29ページについて御説明いたします。

この訓練につきましては、6月の委員会で防災訓練の充実強化の取り組みの一つとして挙げていたものでございます。

訓練の概要でございますが、この訓練は、先ほど御説明がありました布田川・日奈久断層を震源とする地震が八代市を中心に発生したとの想定で、来る11月17日、18日の2日間にわたり実施いたします。会場は、八代市の球磨川河川敷をメイン会場としまして、八代外港、日奈久の3会場で行います。

11月17日は、緊急消防援助隊の九州各県からの集結訓練、八代外港における消防隊や海上保安庁による津波被害の救出訓練、消防隊による夜間救出訓練、そして野営訓練となっております。18日は、球磨川河川敷をメイン会場としまして、消防隊による救出、救助等のさまざまな訓練、日奈久地区での住民避難訓練、ライフライン等の復旧訓練等を実施いたします。

30ページをお願いいたします。

主な参加機関は、九州各県の消防隊約600名を中心としまして、自衛隊、海上保安庁、警察等の防災機関、医療関係機関、建設業協会や救助犬協会等の団体合わせまして約400名、地元八代市民や消防団等約500名、合わせまして延べ1,500名の参加を予定しております。

このほか、多数の消防車両、ヘリを9機、海上保安庁の巡視船1隻などが参加予定となっております。

特に、地元の建設業協会には、訓練そのものの参加に加えまして、大がかりな訓練施設の設置や撤去等にも御協力いただく予定としております。

緊急消防援助隊につきましては、参考欄に掲げておりますが、平成7年の阪神・淡路大

震災の教訓から創設されました全国的な消防応援の組織でございます。大震災の翌年、平成8年から各ブロックごとに合同訓練が始まり、熊本県では、これまで熊本市を会場として2回開催しております。

最後に、31ページでございますが、写真でございまして、昨年宮崎県の訓練の様子ですが、大がかりな訓練を予定しております。

特に、緊急消防援助隊の九州ブロックの訓練は、九州各県での大規模災害の発生を想定しまして、持ち回りで8年に1回の熊本開催となっておりますので、ぜひこの機会に委員各位にも御視察をいただきたいと思っております。2日間とも御視察は可能でございますが、一体的な訓練をございまして、11月18日午前9時からの球磨川河川敷会場でございます。また詳細決まりまして御案内を申し上げたいと思っております。

以上です。

○村上寅美委員長 それでは、議題2の③熊本県建築物耐震改修促進計画の変更について、執行部から説明願います。

○坂口建築課長 建築課でございます。

熊本県建築物耐震改修促進計画の変更につきまして御説明させていただきます。

33ページをございまして。

まず、ページ左側の現行の促進計画の内容でございますが、この計画は、平成19年3月に策定しまして、計画期間を平成19年から平成27年度までの9年間とした計画でございます。

1の計画の目的、位置づけでございますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条の規定により、都道府県は計画策定が義務づけをされており、また、県の地域防災計画の下位計画としても位置づけがされております。

次に、2の建築物の耐震化の現状、目標及び基本方針でございますが、まず、計画策定時点の耐震化率につきましては、住宅が68%、特定建築物が79.8%となっております。これらにつきまして、平成27年度までに耐震化率を90%とすることを目標としております。

次に、基本方針としましては、県有建築物のうち、庁舎、保健所等の活動拠点施設につきましては、耐震化の目標を平成27年度までに100%、特定建築物につきましては、95%とすることにしております。

民間建築物につきましては、耐震改修促進法に基づく指導及び助言、耐震化促進への支援、耐震対策の普及啓発、相談体制を充実することにしております。

その他としましては、市町村耐震改修促進計画策定の推進、被災建築物応急危険度判定士体制の整備等に取り組むこととしております。

以上が現行計画の概要でございますが、この計画の内容の一部を今年度変更することにしております。

資料の右側をございまして。

まず、変更の経緯としましては、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、上位計画でございます県の地域防災計画が大幅に見直されることになっておりまして、この見直しの中で検討されております地震、津波によります被害想定を促進計画に反映させる必要があるため、計画の内容の一部を変更するものでございます。

変更の方針といたしましては、先ほど説明申しました地震、津波による被害想定を反映した耐震改修の推進、民間の特定建築物の耐震改修をさらに進めるための重点対策の推進、地震時の総合的な安全対策を充実することにしております。

次に、主な検討内容でございますが、検討内容としましては、被害想定を踏まえまして、重点的に耐震化を促進すべき地区の選定

と、その地区の耐震化を促進するための施策の検討、それから現行の計画にはございません津波避難ビル指定に向けました支援策の検討、災害時に特に必要となります緊急輸送道路沿いの建築物のさらなる耐震化に向けた施策の検討、また、東日本大震災で問題となりました天井落下防止対策等を盛り込むことにしております。

次に、変更スケジュールでございますが、学識者、建築関係団体の関係者等で構成いたします検討会議を設置してありまして、11月から来年3月までに3回程度開催いたしまして、検討を行うことにしております。パブリックコメントを来年4月ごろに予定いたしまして、これを踏まえまして、来年6月に変更内容等を御報告いたしまして、その後、一般に公表する予定としております。

以上が建築物耐震改修促進計画の変更方針の概要でございますが、裏面の34ページをごらんください。

耐震改修促進計画に基づきます耐震化の現状を一覧にしておりますが、住宅の耐震化率につきましては、平成20年度末で72%となっているところでございます。今回の調査で、さらにこの現状を確認することしております。

それから、県有建築物の耐震化率につきましては、平成25年度末までには100%となる予定となっております。

その他の取り組み状況につきましては、下の表でございますが、市町村耐震改修促進計画策定の推進、県民向けの講演会、技術者向けの研修会等を実施してきたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○村上寅美委員長 最後に、議題2の④電力不足問題について、執行部から説明願います。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課・山下です。着座にて説明させていただきます。

電力不足問題につきましては、資料35ページをお願いいたします。

1のこの夏における電力需給の状況についてでございます。

国及び九州電力から、7月2日から9月7日までのお盆の期間を除きます平日の9時から20時について、猛暑であった一昨年に比べ、10%マイナス程度以上の使用最大電力の節電の要請が行われました。

電力の需給実績でございますが、九州電力によりますと、一昨年に比べ、マイナス10%程度の節電が行われたことなどから、電力の安定的な供給が維持されたとのことでございます。

参考までに、一昨年夏の電力需給、この夏の7月の電力需給見通し及びこの夏の電力需給実績を表にしております。結果といたしまして、この夏の最大電力需要時でも、供給予備率6.9%と安定的に供給がなされております。

需要減の要因としましては、まず、利用者による節電の上積み、それに、気温が一昨年より低く推移したこと、また、供給面においては、ほかの電力会社からの応援融通、気象条件によるプラス影響があったとのことでございます。

なお、資料に記載はしておりませんが、この夏におきましては、関西電力大飯原発の再稼働がございました。その影響についてですが、大飯原発の再稼働により、ほかの電力会社における節電目標の引き下げが行われるなどの影響がございました。

また、仮定の話ではありますが、関西電力の需給ギャップの好転により、中・西日本全体として供給力が上がり、九州電力への応援融通の強化につながるという間接的な影響があ

ったということができません。

なお、国は、天候や発電所トラブルなど悪条件が重なることを考えれば、再稼働は必要だったとしております。九州電力によりますと、ほかの電力会社からの応援融通について、この夏、最大需要が発生した7月26日における応援融通については、ほかの電力会社から46万キロワットの融通を受けているとのことですが、大飯原発再稼働のあった関西電力からの融通は、この夏、受けていないということでした。

次に、2の県における対応等についてでございます。

国及び九州電力からの節電要請を受けまして、熊本県のこの夏における節電の取り組み方針を決定し、県施設のピーク時節電目標を10%以上に設定するなどの県の率先行動に取り組んだところでございます。

普及啓発の取り組みにつきましては、各種イベントの実施や県民や事業者の方々への節電、省エネの呼びかけを通じまして、節電の達成につながったものと考えております。

また、率先行動としての県庁舎における節電につきましても、当初の目的を達成したところでございます。

次に、3の万が一に備えた計画停電についてでございます。

数値目標つき節電の要請がありました7月2日から9月7日までの間、万が一に備えた計画停電の準備が行われました。

県におきましても、情報連絡体制の構築を行うとともに、関係機関と連携しながら、事前の周知等を行ってまいりましたが、幸い、計画停電は行われなかったところでございます。

なお、冬につきましては、国及び九州電力からの電力の需給見通しなどの発表を踏まえた上で、県の対応につきましては検討することといたしております。

説明は以上でございます。

○村上寅美委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、多岐にわたっております。できるだけ簡潔に、スピードをつけてやりたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

どなたかありませんか。

○大西一史委員 今、いろいろ御説明いただきました。

1つ、この前、6月の委員会でちょっと指摘をさせていただきましたけれども、県のホームページでの災害情報で、特に道路情報、寸断したところあたりが、熊本市のところは書いてなくて、それは熊本市のホームページで確認してくれみたいなことが書いてあったから、それは改善したほうがいいよという話を委員会でさせていただいたら、早速それは改善をされて、これは道路保全課長さんですかね、もう全てこれは、熊本市の情報も、それから県道も、それから国道も、一応県のホームページを見れば全部その情報がわかるということで、差しかえをいただいたということは、まずお礼を申し上げたいと思います。

その上で、熊本県の統合型防災情報システムというのがありますけれども、これは、地震だろうが何だろうが、いろんなことに対応できるようになっていると思うのですが、この前、7月の豪雨災害のときには、河川の情報を見るようなライブカメラ、これは国土交通省のライブカメラとつながっていたと思いますけれども、パンクして見られなかったというふうな状況が起こっているわけですね。この辺の情報が、アクセスが集中したときには見られなくなってしまうと。こういった問題というのは、非常にこれは問題が大きいなというふうに思うのですが、その辺は何か検証されたかどうか、今後対応をどういうふうにしたほうがいいのかと考えておられるのか、ち

よっとお聞かせいただきたいと思います。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課です。

今、大西先生のほうから御指摘ございましたが、熊本県統合型防災情報システムということで、河川とか、雨量の推移とか、各種気象情報等について一度に見られるようなシステムをつくっております。非常に県にとっても大事なシステムで、県民の皆様にも広く使っていただきたいと思っております。

ただ、御指摘がありましたように、7月12日の際に、なかなかアクセスができなかったといった情報があります。実は、我々防災関係機関は、別の回線を使っておりまして瞬時に見れてたんですね。だから、ちょっと気づいておりませんでした。その後、実は、知事への直行便とか、あと、このシステム自体に問い合わせができるようなシステムをつくっておりますので、そこを通じて1件ずつ御指摘がございました。

それで、早速調査しまして、当時の状況等を調べたんですが、確かに、例えば8時から9時の間で、分平均で3,500件ほどアクセスがあったりしたということで、アクセスがやはり集中したことで処理時間が通常より長くなったり、あと、画面の表示等に時間を要したり、また、時間切れで表示されなかったということが考えられております。

そういうことで、改めて負荷をかけて、ちょっと試験をしてみました。それで、まだ応急策ではございますが、当面できることとしまして、特に表示時間がかかったのが、貴重な情報ではあるのですが、雨量とか、土砂災害とか、河川水位、この辺がちょっと時間がかかるということがわかりましたので、それらについて、まず、画面を読み込むステップ、そこをちょっと簡略化しまして、それは一応応急措置をしまして、これで2割程度は改善が見込まれると思っております。

ただ、抜本的な対策ではございませんので、現在さらに、今補修の委託をしております専門業者のほうに、どのような方法がいいか、ただ、これも費用もかかりますので、費用がどれぐらいかかるか、いろんな方法を今出してもらうようお願いをしております。その結果を踏まえまして、また対策については検討したいというふうに考えております。

○大西一史委員 今実際にこれがアクセスできなかったという事実は、県のほうでもある程度把握をされていたということですが、やっぱりこれは、災害時に皆さん一遍に見ますから、3,500アクセス程度でダウンしてしまうということは、非常に問題だろうと私は思いますので、何らかの改善が必要だろうと思います。それだけやっぱり多くの皆さんが情報を求めて県のこのホームページを見ているわけですから、あれは何のためにつくったのだということで、随分私のところにも、批判というか、問い合わせがありました。ですから、それはちょっと改善を図っていただきたいというふうに思います。

それと、情報提供のあり方として、県民向けに広くどう災害情報——河川が氾濫しそうな大雨のような情報の場合は、例えば、インターネットがいいのか、それともテレビのほうがやっぱり私は早いと思うので、例えば、そういう報道機関とかとの連携というのは、これは、この防災計画の中にもきちっと、114ページに書いてありますので、こういったところの強化を図っていただいて、できるだけ早く広く周知ができるような方法というのを、災害種別によって違うと思いますので、図っていただきたいというふうに思います。

今回の災害も含めてですけれども、報道機関とかとの情報の連携というのはどうだったのでしょうか。ちょっとお尋ねしますけれども……。

○福島危機管理防災課長 7月12日の水害の際には、まず報道機関との広報班も設置しまして、被害状況等については随時提供できるようにしてはいましたが、今の御指摘のように、画面とか、そういったものを使っての提供あたり——今回、実はヘリの映像等が我々にとっては非常に重要だったのですが、すぐライブで放送するとかいうことになると、またいろんな課題もありますので、それをダビングして提供するとか、そういったことは今回もやったりしましたので、今後も、できるだけ迅速にそういった情報提供が報道機関にできるように努めていきたいと思っております。

○村上寅美委員長 今のは、田嶋公室長、マスコミとの対応とか要るわけで当然だけど、早い遅いは別にしても、迅速に、そして、当然やっていると思うけど、強化してもらうように要望しておきます。

○荒木章博委員 2つだけちょっとお尋ねしたい。

この16ページの眉山の崩壊の件ですが、これは、いろんな学説によると、幾つかの学説が——眉山が崩壊したために津波が起きて5,000有余の死者が出たという意見もありますけど、実際津波でそういうことも起きたという意見もあるので、後にも書いてありますが、一概に、眉山の崩壊だけにということだけでは、ちょっとどういうものかなというのが1点です。

もう一点は、最近災害があつて、私も災害メールを、この前ここで言いましたように、災害メールの設置をしていると、幾つか誤報が最近多いですね。ですから、そういったのは、あんまり誤報が続くと、人間というのはなれっこになって、ああ、大丈夫かという意識になるので、誤報が全くないということは無理かもしれぬですけど、そういうところの

対応とか、対策とか、そういうのは今後どうなされていくのか、その2点だけをちょっとお尋ねしたいと思っております。

それともう1点、後世に防災教育とか避難訓練に取り組んでいくということなんですけれども、教育委員会あたりは、どういうふうな防災訓練を今後計画的に考えていかれるのか、ちょっとその3つだけをお尋ねしたいと思います。

○福島危機管理防災課長 では、まず、1点目と2点目について申し述べます。

まず、1つ目の眉山崩壊の件でございます。

ちょっと先ほどの説明とやや繰り返しにはなりますが、今回の検討部会の中でも、資料の16ページから17ページにお示ししているとおり、やはり眉山の崩壊による土砂の海中への突入だけでは、なかなかそこまでいくのかどうか、疑問といたしますか、やはりそれにプラスアルファあるんじゃないかということで、はっきりしたことは言えないけれども、この山腹や海底にある断層の円弧滑り、さらにそれにプラスしての突き上げというところまでないと、ここまでの地震、津波が発生することはなかったのじゃないかというような御指摘でございまして、ちょっとこれを掲載させていただいております。

それから、2点目のメールの件でございます。

実は、9月13日に、防災情報メールによります水位の観測情報が、ちょっと誤配信がありまして、これはまた、たまたま2件、同じ日に発生してしまいました。1件が、原因を簡単に言いますと、1つは……。

○荒木章博委員 内容はいいです。

○福島危機管理防災課長 いいですか。

そういうことで、メンテナンスをしっかりと

行うように、これはかなり関係部局もまたがっておりますので、関係課にもお願いをして、今後こういうことのないように、注意するように伝えているところでございます。

以上でございます。

○城長体育保健課長 体育保健課でございます。

学校における避難訓練は、小中高等学校ともに、全て100%実施をしておりますが、その内容につきましては、これまで津波対策等はまだ充実していない場面がございましたので、今回各学校に避難訓練の見直しを提示させておまして、今その点検をしているところでございます。各学校の実態に応じた避難訓練がなされているかどうかをチェックしながら、実態に応じた避難訓練のあり方について、指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 非常に海岸べたというか、そういうところの学校の耐久性の問題とか、幾つもありますし、そういうのを含めて、そういう調査あたり、研修も含めてお願いしたいと思います。

それと、また、防災に対する、要するにサイレン、本会議場でも私申しましたけれども、サイレンあたりも、きちんとした対応の仕方をぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○山本秀久委員 今ずっと聞いていると、いろいろ検討していただいていることはわかります。でも、この東日本災害の教訓というのが、大体皆さん全部調べた上で教訓を感じて、この熊本の状態を考えてやっているのに、それに問題点は何なのかということを吟味とかぬとおかしいのじゃないかと思いません。ただこうします、ああしますじゃなくて、何か熊本県としてそれ、対応できるのか

できないのかというのがあるはずだと私は思う。その点を十二分に把握しながらこの災害対策は進めるべきじゃないかと思うから、その点をちょっと言っておきたかったのだ。

○佐藤危機監理監 今委員御指摘のとおり、昨年の3.11の教訓につきましては我々も十分に認識して、防災計画自体変えているつもりでございます。その中で一番大きいのは、これだけやっぱり広域的、重大な被害が起こったときに、即行政が対応できるかという点でございます。今回の大きな水害につきましても、まず我々が把握しましたところは、いわゆる市町村がちゃんと機能しているか、動いているかということでは、まず確認したところでございまして、一応どこも、役場自体がつかっている、動いていないというところはなかったものですから、まずそこは一安心して、その中でどうやって使用していくかというようなことでいたしましたので、そういう形で、大規模、非常に広域的な災害のとき、今回もかなり広域的な災害でございましたので、そういう教訓を生かしながら防災計画自体を見直していきたいと考えております。

○山本秀久委員 それならいいけど、まだ、それに対して、いろんな情報源があるはずだ。その情報の発信の仕方、先ほどいろいろ話が出ているけど、そういう点を、熊本県として足りないところというのを早く知ること、それを要望しておきたいと思うのだ。

○村上寅美委員長 要望でいいですか。

○山本秀久委員 うん。

○小杉直委員 4ページ、5ページ、その他の資料も、カラー写真とか、図示してわかり

やすくつくってあるのですが、この断層ですたいな、今までは長期にわたって布田川・日奈久断層と緑川断層が2つあるということで認識しておりましたが、今度は、緑川断層については上げてないという理由は何だろうかかなと思います。

○福島危機管理防災課長 まず、調査対象地震につきましては、現在、国の地震調査研究推進本部で評価ですね、実際の発生の可能性とかが高く、あと、どういったマグニチュードの規模があるとか、どういった断層帯の長さがあるとか、そういったものがきちっと出されているのが現在98ございまして、98の中に該当している、本県に関係するものを今回調査対象とさせていただいております。

実は、国のほうでも緑川断層帯につきましては検討もちょうど始まっているというふう聞いていますので、今後、この緑川断層帯がどういう位置づけになっていくのか、そういった震度あたりの調査ができるようなデータが出てくれば、またその時点で検討はしていきたいというふうに思っております。

○小杉直委員 なら、今まで緑川断層も県内の断層の一つとして県民の皆さんには説明があつてきて、我々もそう説明してきたわけですが、どういうふうに説明しておこうか、緑川断層については。

○福島危機管理防災課長 現在の知見では、こういった予測といいますか、それがまだちょっと出せないという御説明になるかと思えます。

○小杉直委員 わかりました。

○村上寅美委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 先ほどの防災メールについ

ても、ちょっとお尋ねをしたいのですけれども、7月の豪雨のときとこの間の台風の高潮のときに、NTTドコモのエリアメールが入りました。このエリアメールは、そもそも、ちょっとお尋ねしたいのですけれども、行政の危機管理とは全く違うところで通信会社が発しているのか、何か連携があるのかをちょっとお尋ねしたいのですけれども……。

○福島危機管理防災課長 エリアメールについてのお尋ねでございます。

エリアメールにつきましては、現在、携帯電話のサービス会社、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等がやっております。

○前田憲秀委員 エリアメールというのはドコモだけでしょう、その名称は。

○福島危機管理防災課長 エリアメールと呼んでいるのはドコモですね。

○前田憲秀委員 ドコモしか入っていないと思うのですよね、そのときは。

○福島危機管理防災課長 現在……。

○前田憲秀委員 連携があるのかどうかをちょっとお尋ねします。

○福島危機管理防災課長 まず、市町村のほうは、いわゆるドコモのエリアメール、これについては全市町村加入しております、全市町村でもう既に動いているのですけれども、エリアメールの発信の仕方が、いろいろパターンがありまして、例えば、大津波情報とか、津波警報……。

○前田憲秀委員 済みません。ちょっとその件はもうわかっています。

例えば、この間の高潮のときにエリアメー



ルが入りました。その連携があるのかどうかをちょっとお尋ねしているのですが……。通信会社が一方的に発しているのかどうかをちょっと確認したいのですけれども……。

○福島危機管理防災課長 市町村で発信する場合は、市町村のほうで入力して発信します。市町村が、なかなか対応が忙しくて困難なときは、県のほうで確認して、こちらから代行して入力しましょうかということで入力したりすることもできますので、そういった形で、いろんな形で活用を今させてもらっております。

○村上寅美委員長 課長、今、県と平時のときから連携をとっているのかとっていないのかということの質問でしょう。

○前田憲秀委員 通信会社と。

○村上寅美委員長 通信会社と。

○福島危機管理防災課長 当然連携がとれているので、それができているということでございます。

○前田憲秀委員 7月のときは、ドコモエリアメールは来たのですよね。ただ、a uとソフトバンクは、たしかなかったと思います。だから、その連携が、行政が主導して通信会社が出しているのかどうかをちょっと確認したいのですけれども、今の答弁じゃはっきりわからないのですけれども……。

というのが、防災メールが来ます。すぐ後にエリアメールも今回来たのですよ。ただ、文章がほとんど一緒なのですよね。私の感覚では、エリアメール、ドコモの場合は熊本全市町村送れるようになりました。よっぽどなときにこのエリアメールは来るという感覚で皆さん方にも周知しているのですよね、県民

の皆さんにも。同じような内容で来たので、そこら辺の整合性というか、ドコモが一方的に、これはもう送らないといけないというので送っているのか、県と連携をして、例えば防災メールを通信会社が見て送っているのか、そこら辺をもうちょっとお尋ねしたいのですけれども……。わかりますか。

○村上寅美委員長 わからぬならわからぬて言うたい。

○福島危機管理防災課長 そういう意味では、全て行政主導でございます。ですから、防災情報メールサービスも活用しますし、エリアメールも活用するというので、我々の大きな方針としては、あらゆる手段を活用して、情報は同じですけれども、今後出していきたいというふうに考えております。

○前田憲秀委員 もうちょっと、済みません。では、a uとソフトバンクは、たしか送られてないと思うのですけれども、そこは確認できていますか。

○福島危機管理防災課長 その市町村がちょっと具体的……。

○前田憲秀委員 熊本市ですよ。全部送られる範囲になっていると思うのですよ、熊本市は。

○福島危機管理防災課長 済みません、そこはちょっと調べさせてください。

○前田憲秀委員 わかりました。あと一言だけ。

先ほど誤報のこともあったのですけれども、今回、阿蘇で、私も現場の方に聞いて、近くにいても、うちはもうすごい雨だと、でも、近くの方は、そんなに降ってない。何年

か前の水俣のときもそうだったのですよ。もうちはすごく降っているけど、芦北、近くにいるのだけでも、そんなに降ってないよということだったので、ああいうメールをもらうと、やはりそのメールがとにかく重要だと。例えばこの間の誤報のときも、熊本では、もうかんかん照りだったのに、2カ所だったですかね、水位が、1つは、もう5倍、6倍ぐらいの水位だったので、明らかにおかしいあれだったと思うのですが、聞けば、人為的なちょっとしたミスで誤報が流れたということだったので、そのことは非常にシビアに反省をして対策もとってもらいたいなと。かつ、こういうメールが来たときは、やはり重要なのだという意識づけを皆さんにさせないと、何のための防災メールか、はっきりここの分別がつかなくなる危険があるんじゃないかなと思って、そのことも要望させていただきます。

○村上寅美委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 本当に阿蘇の関係についてはお世話になりました。委員の皆さん方に大変お世話になって、本当にありがたいというふうに思っております。

1つは、建設産業ですね、機動隊、消防、警察、消防団、いろんな方が出ましたけれども、一番先に出ていくのは建設業なんですね。夜中の暗いうちから本当、頑張ってくれたと思っています。こうした建設産業が縮んでしまっている、昔から言うならば3分の1以下だという中にあっても、オペレーターを出して、本当、暗いうちから頑張ってくれたと。それから、緊急的に道をあげにやんとか、緊急的なものについても本当にボランティアの状態で頑張ってくれたところも相当あるということですが、社会的にはほとんど認知されていないというか、そんな感じがいたしておりますので、こういうところ

は、しっかりやっぱりお世話になったということまで言うていく、どっかで言うべき必要があるなという感じです。

それから、ボランティアですね、数万人の方がおいでになって、県庁の皆さん方も、何か部長さんたちもお忍びでおいでになったということで本当に感謝しておりますけれども、もちろん、何月何日何時間ぐらいボランティアに入ったという受け付けもしながらやっておられるとは思いますが、表彰までするとは、それはおかしい、感謝状も出すのはおかしい話になるんですが、何かそこでボランティアをやったという証明みたいなものが、細かなものでもいいけど、何かそぎゃんとはあるのですかね。そういう検討をされたとか、あるいはそこに行けばわかるからとか、そんなものがあったら教えていただきたいと思えます。

○田嶋知事公室長 まず、建設業に対する感謝、それと、それを県民の皆さんにお知らせするということですが、建設業界におかれましては、災害の未然防止、最初越水するときの未然防止から発災したときの道路の土砂の除去とか、その後の救出、さらには、今回の場合は、木材の海への流出等もありましたので、その除去まで本当に獅子奮迅の活躍をしていただいたと思っております。

これにつきましては、知事も、本部の開催のたびにそういうことも申し述べてきましたし、それと、直接協会の会長さんにも、感謝と、それと激励の言葉も発していただいております。それと、災害が落ちつきまして、9月に、土木とうちのほうでも意見交換の場も持ったところでございます。

今後も、さまざまな場面で、今回の御苦労と御活躍については紹介していきながら、いかにこういう災害のときに建設業の方々が頑張っているかということについては、県民の方々に御紹介するとともに、これ

まで以上に感謝申し上げていきたいというふうに思っております。

○村上寅美委員長 田嶋公室長から今ございましたけれども、建設業も、地場の地域のリーダー格であったわけですね、これまで。ところが、閉鎖的に右肩落ちできているような現状だから、この辺について、土木部長はどういうふうに考えていますか。

○船原土木部長 この前、建設業協会の皆様とも協議をさせていただきました。その中でも、まさに機動隊の前に、また消防隊の前に我々が行ったのだということで、非常に頑張っておられるというのはよくわかっております。

今回、先ほど、委員からは、ボランティアの証明というのがありましたけれども、我々、建設業を所管しているといえますか、そこからしますと、このボランティアで頑張っていたところを、入札というところとあれですけど、入札の段階で評価をするというのは一つの、言葉は悪いですけど、褒美といえますか……。

○村上寅美委員長 あなた、もう喉に詰まるごたるけん、もちろんそれは、参加した人、参加したというのは重要なのですよね。感謝状とか、いろいろあるでしょうけど、やっぱりその業界で、あるところで聞いたところでは、例えば、偉いさんというか、役員だけが出て、そして連絡はなかったというような不満もあるわけです。日本人のいいところは、ボランティアはしたいという気持ちがあるんですね、本当に。だから、その辺をぜひひとつ、業界という形の位置づけと、もちろん参加者に対するあれは当然ですけど、その辺をぜひひとつ頭に入れとってもらえばありがたいと思っています。

ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 もう1つよかですか。

2万数千人のボランティアが来られとるとばってん、もちろん受け付けをされて、そこでは記録が残っていると思います。だけど、あなたはボランティアをされましたねという何か小さな証明書みたいなものがないのかなというですね……。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。ボランティア関係を担当しております。

今回、熊本広域大水害におきましては、発災翌日の7月13日から8月20日までの間に、2万4,000人を超える方々に一般のボランティアとして入っていただきました。今、ボランティアの証明というお話がございましたが、ボランティアにつきましては、市町村の社会福祉協議会を中心に、そのニーズとそれから奉仕される方々の間を取り持っておりますが、特に証明というものは出しておりませんが、基本的には社協のほうで保険に各個人の方に入らせていただいておりますので、その保険関係の書類というのが、後々には、この広域大水害で参加したというふうな、いわゆる証拠的なものにはなろうかと思えます。特段、今のところ、取り扱いとして、一つ一つについて証明書を出すというようなことは考えてございません。

以上でございます。

○田嶋知事公室長 今のところ、例えば県の場合は、ボランティアを推奨する制度としては、ボランティア休暇とかありますけれども、無私の労務提供ということで、顕彰する制度ございません。ただ、今、今回も2万4,000の方が一生懸命頑張っていたということで、それに対する何かお礼の意味を、できるなら制度ができるのかどうか、それはちょっと検討させていただきたいと思

ます。

○佐藤雅司委員 1つは、例えば献血をしたならば、そこに何かあるじゃないですか。

○村上寅美委員長 検討するそうですから…。

○大西一史委員 佐藤先生がおっしゃるボランティアに、いろいろ非常に自発的に頑張られたということで、何らかのという話。それは気持ちとして非常によくわかるところなのです。ただ、ボランティアは、基本的に無私ので、犠牲の精神でやるものですよね。見返りを求めないのがボランティアなので、そういう意味では、自発性でやっておられるということは、後年、歴史で社会が評価するようなことであると思うので、あんまり制度化まではどうかと思います。だから、そうおっしゃる意味はよくわかるし、例えば、建設業の方とか、いろいろもうボランタリーにやっておられたというのはよくわかるけど、やっぱり無償の精神、見返りを求めないということがボランティアの基本じゃないかなと私は思うので、ちょっとそう感じましたので、その点も考えながら、いろいろやられる場合は考えていただきたい。

○中村博生委員 今のボランティアの話ですけども、これは県もいかぬと思いますよ。建設業あたりに、ボランティアをすれば何点とかかん点とかあるじゃないですか、監理課長。だから、そういう感覚になってしまうボランティアじゃ意味がないというふうに思う。だから、県もその辺はちょっと何か改めた方がいいのではないですか。

○村上寅美委員長 だから、それは、今、大西委員がいみじくも言われたように、NPOとか、ボランティアというのは、あくまでも

これはもう本当にサービス精神でやっているのだと。それを受けるほうの県として、だから、ボランティアした者だけということじゃなくて、そういう感謝の意味で、それと必要性、こういうところはあると思いますよ、ボランティアの必要性。それから、建設業の地方での必要性、この辺のところを、監理課長、よくひとつ検討してください。

何か言うごたるなら、どうぞ。

○金子監理課長 ボランティアの取り扱いについては、内容も含めて検討したいと思いますので……。

○村上寅美委員長 わかりました。

○西岡勝成委員 この前の台風16号、今、17号、まさしく異常潮位ですよ。900ぐらいの気圧になると、もう水面がばあっと上がってくるし、あれが五島内に入ってきたら、もう大概大きな被害に私はなっていたと思うのですよ。最高の潮位だったということで、不知火であったですよ、何年か前に。ああいうのが今度も近づいたら、多分ああいうところが何軒か出てたのじゃないかと思うんですが、避難勧告とか、ああいうのはやっぱり早目に出しとかぬと、もう近づいてから——子供、お年寄りが、特に過疎化、高齢化しておりますから、ああいうところのマップみたいなものを早くつくって、自主防災組織で早目に避難するような訓練をしとかぬと、本当、不知火みたいなところが何カ所もありますよ。私も台風のとくにずっと見て回りました、海岸線を。かなりの潮位ですよ。あれで波と風が来たら物すごくなりますので、その辺は十分ひとつ、不知火の経験があるわけですから、早目の避難指示というものを出す必要があると思うのですけどね。

○福島危機管理防災課長 今、西岡先生から

御意見いただきました。

早目早目の避難というのが大変重要になってまいります。今回、割と我々、ちょっとよかったなと思っているのは、これは、1つは、7.12の水害もあったからかもしれませんが、かなり自主避難等の動きもあつたり、もちろん、市町村が避難勧告、避難指示をちゃんと発令したところもありますけれども、最大で18市町村でそういった避難が行われまして、人数でいくと約550名程度ではありますけれども、そういった形で、今回はそういうところは非常によかったかなと思っています。

今後も引き続き、高潮、非常に本県にとって、かなり警戒しておかなきゃいけないので、そういったことは、また改めて市町村にもお願いしていこうと思っています。

○村上寅美委員長 要望でいいですか。

○西岡勝成委員 早目早目のね。

○鬼海洋一委員 1つだけ要望したいというふうに思いますが、せんだって、委員長も国のほうに出向かれまして、海の対策を強く要望されたようですけれども、阿蘇のほうも大変でしたけれども、結果、特に私ども海を抱えているところは、流木対策も非常に大変でした。今も建設業のお話あつておりますが、皆さん方が出ていただいて、非常に忙しい中に処理をできたという点もありますけれども、予算の問題についてはやっぱり考えていかなきゃならぬ面が、今回のこの経験を通して非常にあるのじゃないかというふうに思っています。

この激甚というこの中身の構造的な問題について、この際、その内容改善を求める必要があるのではないかなというふうに思いますので、ぜひその点を、この委員会としても、執行部のほうでもお願いをしたいというふう

に思います。

それから、この流木については、まだ集めたとこで、今そのまま置いてあるのですね。この後の処理をどうするかという課題に直面しておりますので、この辺についてどういふふうにお考えになっているのか、このことを、できれば1点だけ質問したいと思えます。

○船原土木部長 流木を拾い集めまして、今仮の集積をしておりますけれども、今後、焼却処分をするということで、最終処分場に持ち込むという計画にしております。

○鬼海洋一委員 まだ現地のほうでは、この処理をめぐってどうしたらいいのかという、いわば本部のほうの決定待ちの状況にあるのではないかというふうに思えます。つまり、市町村が処理をするものと県が処理するものと2つあるわけですね。つまり、県河川については県がする、それから市町村対応については市町村がするという状況になっておりますけれども、市町村で処理をするから、そこにあるから、じゃあ市町村がと、なかなか—同じ流木ですから、できるだけ県のほうで御出動いただいて、援助をしていただいて、各市町村の処理についてはスムーズにできるように取り組みいただきますように、この際お願いしておきたいと思えます。

○岩中伸司委員 先ほど資料で、原発、原子力災害対策で、本県と九電が7月6日に締結をして、事故があつた場合の迅速な連絡ということで、ここに書いてありますけれども、その下のほうには、50キロ圏内の市町村のところの推進会議とありますが、一体50キロというのは、根拠は、特別これは何かあるんですかね。

○福島危機管理防災課長 昨年来、原子力の

災害が発生した後、国のほうでいろんな検討がなされております。それで、その中で、6月のときも若干説明しましたが、30キロ内、これについては重点的に対策を打っていくということになっております。ただ、いろんなワーキングの中で、要は、風向き等によって影響がちょっと50キロあたりまで検討する必要もあるんじゃないかといったようなものも出ておまして、その辺も踏まえまして、本県では、50キロ以内の市町村と一緒に連携して対策に取り組んでいこうと考えたところでございます。

○岩中伸司委員 事故以前の8キロというのは、もう完全にあれはなくなったということですね。

○福島危機管理防災課長 もう基本は、30キロというのが一つの線でございます。

○岩中伸司委員 もう1つ。その中で、主な内容の中に、この原子炉施設の増設というのが1つありますね。増設、変更の事前連絡と、この増設というのは全体的に考えられないことですが、こういう文言が入ったというのは、何かその根拠をちょっとお聞かせ願いたい。

○福島危機管理防災課長 今回は、とにかく情報は幅広くもらわんといかぬという思いでつくっておりますので、まあ、ないと思うのですけれども、やっぱりきちとこういうところも押さえておく必要があると思って書いております。

○岩中伸司委員 県も、原発というか、原子力に頼らないクリーンエネルギーの方向というのは、国の方向を受けて、そういう方向にかじを今切られているわけですので、こういう表現は、なるだけ入れないような取り決め

をしてほしいなという要望をしておきます。

それと、これに絡んで、今課長の話のように、風向きでいろいろ変わるのでですね。30キロ、50キロといっても、風が吹いてくれば100キロもあるけれども、これと、ちょっと私、県北の隅っこに住んでいますので、荒尾は玄海からのほうが近いのですが、玄海のこととは、この九電、同じ中身ですけども、玄海については全くないですか。

○福島危機管理防災課長 今回、川内に関しまして覚書を締結させていただきましたが、もともと、川内、それから玄海、両方踏まえたところで原子力災害対策編ということで、ことしの防災計画を見直しましたので、現在何らかの形でこういったものできないかという要請は行っております。

あと、先ほど、済みません、要望と言われましたが、原子炉施設増設とか、表現は、これはあくまで防災対策の覚書ですから、そこは当然必要だと思っております。

○村上寅美委員長 いいですか。

何か質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 それでは、最後に1つ、13、14で、ちょっとこれは誰か質問もあったけれども、眉山の崩壊ということですけども、この件について、僕は、平成6年に、福島知事時代、質問をしているのですよ。有明海・八代海沿岸の海拔ゼロメーターということで、今でも、副委員長とちょっと話しよりましたけれども、松尾とか、この辺は災害でなくても潮が越している。国道501号を潮が越している日が何日かあるのですよ。そういう現状、海拔ゼロメーターですから。だから、堤防が崩壊した場合は今度みたいになるのですね、東日本みたいに。そういうことで、大変危惧しているというときは、普賢岳の崩壊と私は位置づけてあったけど、眉山と

いう名前が出てきたけれども、これはどっちでもいいけど、そういうことだから、もうちょっとこれはしっかり調査、できるだけ調べてください。

そして、この絵では、雲仙をくんであるけど、実際は熊本で5,100人、僕のとときは5,600と聞いたようだけど、5,100人の熊本県のとうとい人命が亡くなられているという現状です。この辺の分析も大体出ているはず。大体出てるですよ、熊本県、どこがどれだけかと。どこが中心だったのかというようなこともありますからね。

今度は、有明海から熊本サイドのところを見て、そしてどこでどうあったのかと。私がそのときの質問で聞いたのは、普賢岳が崩れて、津波が発生して、そして正面に、河内に来たと。それで、20から25メートルぐらいだった、その返して島原がやられたというような説明を受けました。だから調べてください。福島知事のと、私の質問も答弁も出ているはず。そのとき福島知事が、それは心得とるから、緊急に何らかの対策を、方策をとって前向きに検討すると言われて、今日まで私は検討の話は聞いとらぬけど、2～3年して不知火だった。調べてごらん。そういうことを私がコンピューターで覚えとりますから。

その辺は、やっぱり沿岸というのは、今、鬼海委員が言ったように、もう一目ですから、海拔ゼロメートルだから。だからこれは、この分野じゃないけど、土木部長もいるけど、有明沿岸道路Ⅱ期というのは、これは水産も含めてだけど、何とか早く福岡並みに急いでもらいたいというのはそういうところもあるのです。防災道路としての機能もですね。その陳情に行ってきたのですよ。

そういうことですから、もう答えは要りませんけど、公室長、心しとってください、びしゃつとして。

ほかになかったら質疑を打ち切ります。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を継続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 異議なしと認めます。

次に、その他に入りますが、何かございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 それでは、これをもちまして第10回震災及び防災対策特別委員会を閉会いたします。

午後2時27分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

震災及び防災対策特別委員会委員長